

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月
② 昭和49年7月から50年3月まで

結婚前は父親が母親と私の国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は私が夫の分と併せて国民年金保険料を納付していた。今まで税金等支払うべきものは国民の義務だと思っていたので、必ず支払ってきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の別の国民年金手帳記号番号が申立人の母親と連番で払い出されており、A市の被保険者名簿によれば、昭和37年度はすべて納付済みとなっていることが確認できる。

また、A市の被保険者名簿には、昭和37年7月から38年3月までの納付記録に手書きで「還→」の記載が認められるものの、申立人は国民年金保険料の還付を受けた記憶が無く、申立人はその両親から申立人の国民年金保険料の還付を受けたとの話を聞いたことも無いと述べており、当該名簿には、還付日、還付期間、還付金額等の記載が無い上、社会保険庁においても、当該国民年金手帳記号番号の特殊台帳が存在しない。

さらに、申立人は昭和37年8月から厚生年金保険に加入しており、申立期間①である37年7月は国民年金の強制加入期間であることから、国民年金保険料を還付する理由は見当たらない。

しかしながら、申立期間②については、国民年金保険料の納付についての申立人の記憶が明確ではない上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとされるその前夫も申立人同様に申立期間は未納期間である。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料をB町で集金により納付していたと述べているが、申立人は同町に昭和50年8月ごろに住所変更をしていることが確認でき、国民年金保険料を納付するには、さかのぼって納付しなければならないことから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

その上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、関係人から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることもできないことから、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年6月まで
② 昭和60年4月

申立期間①については、集金人が自宅に来て、集金により保険料を納めており、申立期間②については、農協で納付書により保険料を納めた。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、9か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間②及び昭和57年度から59年度までの申請免除期間を除き、制度開始の昭和36年4月から60歳到達の前月である60年4月までの間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間①の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①の国民年金保険料のみが納付されていないのは不自然である。

さらに、A市から申立期間当時の集金方法等を確認することはできなかったが、同市の広報誌から、申立期間当時、申立人の居住していた地域において納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたと推認することができた。

しかしながら、申立期間②については、申立期間②の前の期間が申請免除期間であり、申立期間②の後の期間が60歳到達による無資格期間であることに加え、申立人の供述から申立期間②当時の生活状況が申請免除期間当時の生活状況と比べて変化したことをうかがわせる事情も見受けられないことから、申立期間②の国民年金保険料のみを納付していたと考えるのは不自然である。

また、申立人の夫も申立期間②を含む21か月間は未納である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年12月まで
会社を退職後2年ぐらいして、区役所から国民年金に加入するようとの書類が届いた。その当時は収入が少なかったので、支払える分の保険料を支払うことにして国民年金に加入した。加入してからは保険料を支払い続けていたのに未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の国民年金保険料のみが納付されていないのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が起こした事業の会計業務を請け負っていた税理士から、申立期間当時の申立人の事業は経営状況が良好だったとの証言を得ており、申立人が国民年金保険料を納付する資力は十分あったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの期間、50年10月から51年3月までの期間、51年7月から53年3月までの期間、53年7月から同年9月までの期間、54年1月から同年6月までの期間及び57年7月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年6月から50年3月まで
② 昭和50年10月から51年3月まで
③ 昭和51年7月から53年3月まで
④ 昭和53年7月から同年9月まで
⑤ 昭和54年1月から同年6月まで
⑥ 昭和57年7月から58年3月まで

私は、金融機関の融資を何度か受けたが、公的なものの支払が無い場合、融資は受けられないと言われたこともあるし、申立期間は、A県の指名業者となり仕事をしていたが、指名業者の審査の一つとして、公的なものの支払状況も調べられた。国民年金保険料を支払えない時は、直ちにB市役所へ相談に行き、免除申請の手続をしてきた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いと述べており、申立人の国民年金手帳記号番号も昭和50年10月ごろに払い出され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

また、申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、申立人は、申立期間②、③、④、⑤及び⑥当時、A県の指名業者であり、同県が指名業者に対し公租公課を支払っていたかの調査を行っていたと主張しているが、同県に確認したところ、申立期間②、③、④、⑤及び⑥当時、指名業者（入札参加資格者名簿への登録業者）の提出書類に国民年金保険料の納付証明書等の添付は義務付けていなかったとの回答が得られた。

さらに、申立期間は6回に及び、特に申立期間②から⑤までの期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい上、申立期間以外にも未納期間が見受けられる。

加えて、申立期間は、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立期間の国民年金保険料の納付方法等について申立人に聴取しても、記憶が明瞭^{りょう}ではなく、関係人から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることもできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年3月まで

私は、昭和47年1月に国民年金の加入手続を行い、2年間さかのぼって保険料を支払った。その時、職員から「20歳から年金をかけたことになる」と言われた。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、昭和47年1月に国民年金に加入し2年間さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間のうち昭和45年1月から同年12月までの期間は厚生年金保険に加入している上、その期間の国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人には国民年金保険料の納付金額の記憶は無く、申立人の国民年金の加入手続等に同行したとされる申立人の夫が主張する申立人の国民年金保険料の納付金額と実際の納付金額とは大きく乖離する。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から40年3月まで
当時、私が営んでいた工場が道路建設に伴い所有地移転することになった。その際、市の課長から税金、年金等の滞納があれば補償金を出すことができないと電話があったため、翌日、同課長の立会いの下、申立期間の保険料を支払った。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、道路建設に伴う所有地移転の際、市から税金及び年金等の滞納があれば補償金が出ないと言われたので、市の課長の立会いの下、国民年金保険料の未納分をさかのぼって一括で支払ったと主張している。

しかし、申立人の主張する所有地移転は、A事業と考えられ、その事業のB組合の設立総会が昭和57年12月である上、国民年金保険料の支払に立ち会ったとされる課長の在籍期間は59年4月から61年3月までとなっており、申立人の主張している時点は特例納付を実施していない期間であることから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧である上、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言等も得ることができなかった。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年12月まで

A市に引っ越した時、市役所で従前住んでいたころの未納分があると教えられ、社会保険事務所で保険料を支払った。その際、職員から「これで未納はありません」と言われた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月ごろに払い出されており、申立人がA市に転入したのは同年6月であることが確認できるが、その時点では、申立期間は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、第3回特例納付期限の昭和55年6月30日に申立期間直前の39年4月から45年5月までの国民年金保険料を特例納付したことを示す領収書を所持しているが、申立期間の国民年金保険料を55年6月30日に再度、特例納付した記憶も申立人には無いと述べている。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧である上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年7月まで
会社を退職した時、国民年金保険料の納付の督促が封書で来た。保険料は、父親にお金を渡して銀行か役場の窓口で一括納付してもらった。父親は既に死亡しているため、領収書等も無く確認できないが、保険料を納付してくれていたはずである。未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間である。

さらに、申立人は平成18年5月21日に国民年金の資格を取得しており、それ以前に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から同年10月までの期間及び57年11月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から同年10月まで
② 昭和57年11月から58年3月まで

会社を退職したのに伴い、厚生年金保険の資格を喪失したため、市役所の窓口で国民年金の加入手続をした。保険料については、申立期間①は現金で、申立期間②は口座振替で納付した。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年1月8日に国民年金の資格を取得しており、それ以前に、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①及び②は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であり、申立人は申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が多く見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月から23年7月まで
昭和22年5月から23年7月まで、A県B区のC社のD船に甲板員として乗船していた。この期間を、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D船に乗船するに至った経緯や、航海の様子を鮮明に記憶していることから、乗船していたことは推認できるものの、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立人は、当時の船員手帳を現在は所持していないため、正確な乗船記録が分からない上、船長及び同僚の氏名の記憶が苗字に限られているため、特定ができず調査ができなかった。また、C社に事業所照会を行ったが、申立期間当時、所有又はチャーターしていた船舶にD船があったか否かは不明との回答であった。さらに、E省F課及びG海運支局に登録されている船舶について問い合わせたが、申立人が乗船していたとするD船を特定することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月から24年9月まで
② 昭和25年5月から同年8月まで
③ 昭和25年11月から26年7月まで

昭和23年ごろからA社の前身であるB社に入社し、5年くらい勤務したが、厚生年金保険被保険者期間が7か月しか無い。C社でも、6か月くらい勤務したが、厚生年金保険被保険者期間が2か月しか無い。D社も1年6か月勤務したが、厚生年金保険加入期間が無い。それぞれ勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

申立期間①については、申立期間に「一緒に勤務していた」と証言している複数の技師の同僚も申立人と同じ記録になっており、昭和24年10月1日付けで厚生年金保険の資格取得手続を23人同時に行っていることから推察すると、入社と同時に厚生年金保険の加入手続が成されていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立事業所に照会しても、会社名や業態も変更しており、確認できる資料等はない。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無い。

申立期間②については、申立期間は申立事業所が厚生年金保険に新たに加入手続する前であり、申立人にも給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。

また、申立人は、同僚の記憶が無い上、申立事業所も既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立てに係る事実を確認することができない。

申立期間③については、社会保険事務所が保管する事業所検索名簿で、申立

ての事業所名を確認することができず、申立人においても経営者や同僚の名前を正確に記憶していないことから、申立てに係る事実を確認することができない上、厚生年金保険料を控除されていた記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除された事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。